

# トルコ ビジネスガイド

2018年10月



グローバル・アドバイザリー部

Global Advisory  
Department

LEAD THE VALUE

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、一般に信頼できるとされるデータに基づき作成致しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。また、本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることは、ご遠慮いただきますようお願い致します。最後のページに当資料の利用に関する留意点を掲載しています。

1. 基本情報	2
2. 概要	
2.1 特徴	3
2.2 製造・輸出に優位な立地	4
2.3 成長が期待される若い国	5
3. 主要経済指標	6
4. 投資規制	7
5. 投資優遇措置	8
6. 進出手続き	
6.1 進出形態	13
6.2 会社設立の流れ	14
(参考) 日系企業の進出先	15
7. 税制	
7.1 法人所得税、個人所得税	16
7.2 消費課税	17
7.3 国際課税	18
7.4 その他税制	19
8. 貿易・為替管理制度	
8.1 貿易取引、資本取引	20
8.2 FTA	21
9. 労働事情	
9.1 労働法、賃金動向	22
9.2 労働力人口・学歴、労働時間	23

# 1. 基本情報

- ◆ アジア、中東と欧州の接点に位置する地理的特性を持ち、古くから「東西文明の十字路」として繁栄。
- ◆ アジアと欧州にまたがるマルマラ地方に、人口・経済が集中。

国名	トルコ共和国 (Republic of Turkey)
面積	78万576平方キロメートル (日本の約2倍)
人口	8,081万人(2017年)
名目GDP	8,495億米ドル(2017年) 1人当たり10,512米ドル(2017年)
首都	アンカラ 545万人(2017年)
言語	トルコ語
宗教	イスラム教(スンニ派、アレヴィー派)が 大部分を占める
政体	共和制
元首 (大統領)	レジェップ・タイップ・エルドアン (2014年8月就任)
議会	一院制 (550議席 任期4年 複数政党制)

(出所) 外務省ウェブサイト、トルコ統計局ウェブサイト、CEIC、  
在イスタンブール日本国総領事館「Istanbul Weekly vo.7-no.24」



## 2.1 概要「特徴」

- ◆ 地政学的なメリットを活かし自動車産業を中心とした製造・輸出拠点として台頭。
- ◆ 若く、安定的に増加する労働力を背景に、今後も順調な経済成長が期待。

### 1. 製造・輸出拠点に優位な立地

- (1) EU、CIS、中近東、北アフリカに隣接し、潜在顧客13億人、GDP22兆米ドル規模市場へアクセスが容易。
- (2) 過去10年間で輸出額は約1.5倍に。欧州以外への輸出も拡大傾向。
- (3) 基幹産業である製造業の中心を担う自動車産業は、2012年以降、生産・輸出台数共に増加。

### 2. 成長が期待される若い国

- (1) 2018年から2023年にかけて実質GDP成長率3~4%台と持続的な経済成長見込み。
- (2) 平均年齢が31.7歳と若い人口構成により、将来も安定的な労働力確保が可能(P.23ご参照)。

#### <トピックス1> Vision2023の策定

- トルコ政府は建国100周年の2023年に照準をあわせ、①経済規模で世界10位、②名目GDP2兆米ドル、③人口8,200万人、④輸出額5,000億米ドル、⑤一桁台の政策金利・インフレ率、の達成を目標として掲げる、Vision2023を策定

#### <トピックス2> 内外動向

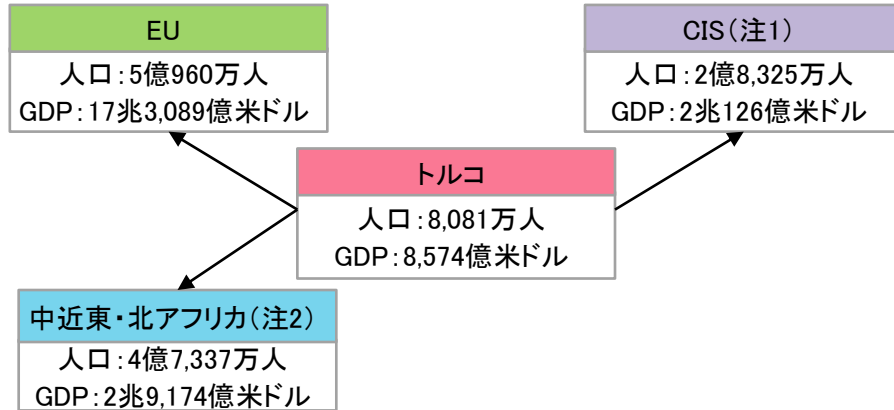
- トルコは政教分離政策の下、イスラム主義と民主主義・資本主義を両立させ経済成長を推進してきたが、建国以来、世俗派とイスラム派の間で対立が続く
- 2016年7月、エルドアン大統領が進めるイスラム主義化と強権体制に対して軍の一部によるクーデターが発生したが、失敗に終わる。以後、非常事態宣言の発令・延長を繰り返してきたが、2018年7月、非常事態宣言が解除された
- 2017年4月、大統領権限の強化を目指した憲法改正案が国民投票で僅差で承認。2018年6月には、議員内閣制から実権型大統領制への移行後初の大統領を決める選挙が実施され、現職のエルドアン大統領が再選。2018年7月、同大統領により首相職及び副首相職が廃止された。今後、長期政権が続く見込み
- 以上に加え、内政面ではイスラム過激派「IS」や非合法武装組織「クルド労働者党(PKK)」によるテロ活動等が、外交面では難民対策に関するEU諸国との対立やシリア内戦への介入等の課題を抱える

(出所) 在イスタンブール日本国総領事館「Istanbul Weekly vo.7-no.24」、「Istanbul Weekly vo.7-no.25」、各種報道資料

## 2.2 概要「製造・輸出に優位な立地」

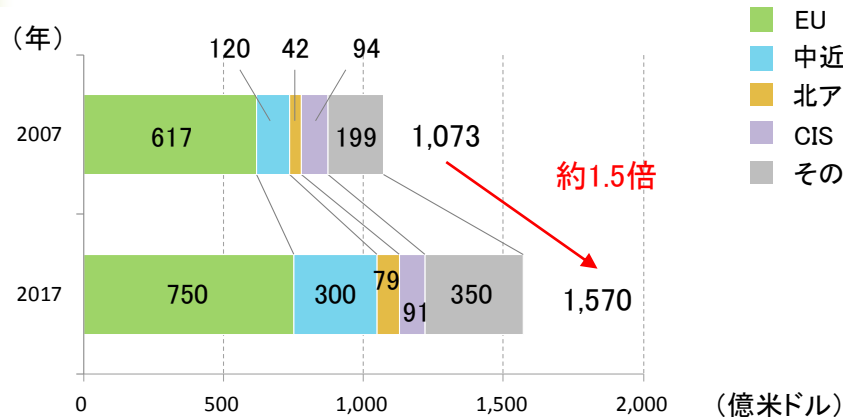
- ◆ 周辺国への輸出拠点として優位な立地。過去10年間で輸出額は約1.5倍に。
- ◆ 製造業の中心を担う自動車産業は、2012年以降、生産・輸出台数共に増加。

### トルコと周辺国・地域(2017年)



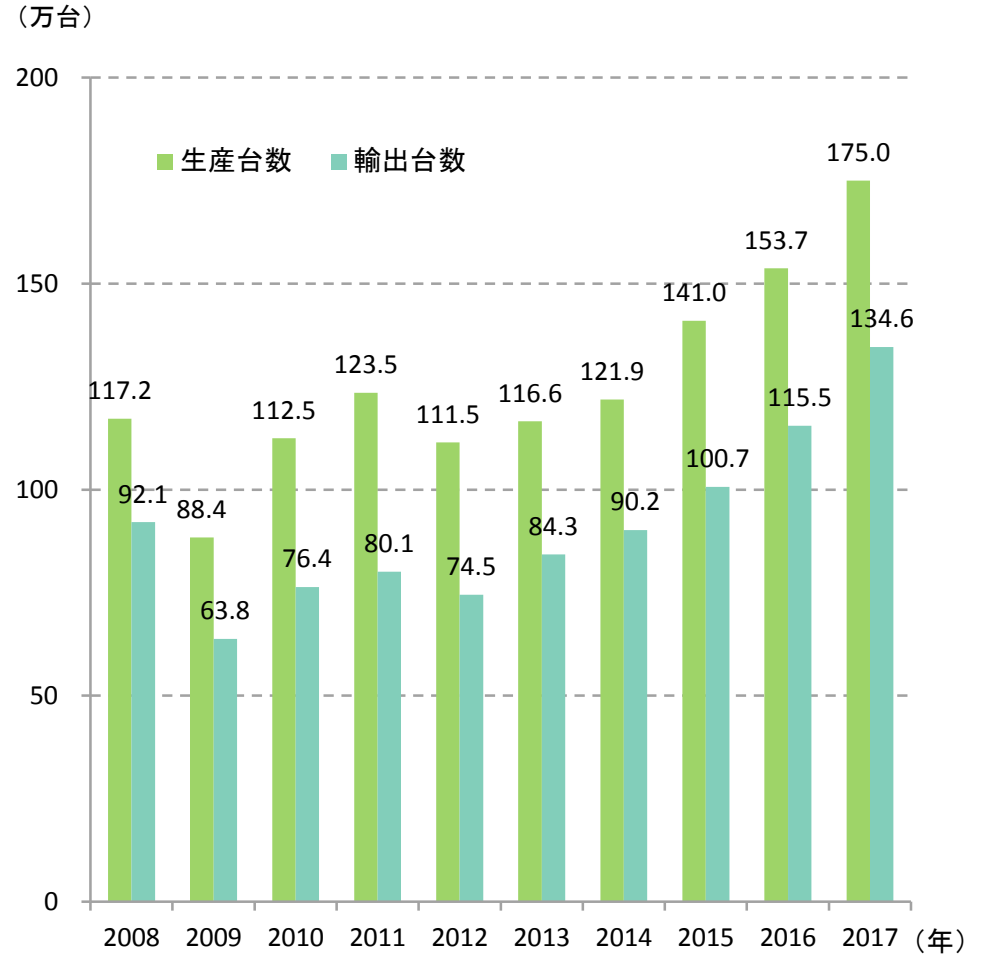
(出所)トルコ統計局ウェブサイト、IMF「World Economic Outlook」(2018年4月版)  
 (注1)準加盟国、客員参加国も含む  
 (注2)シリアのみ2010年のデータを使用

### 貿易相手地域別輸出額と割合の変化(注)



(出所)トルコ統計局ウェブサイト  
 (注)通関統計を基に作成しており、国際収支統計とは数値が異なる

### トルコの自動車生産台数・輸出台数

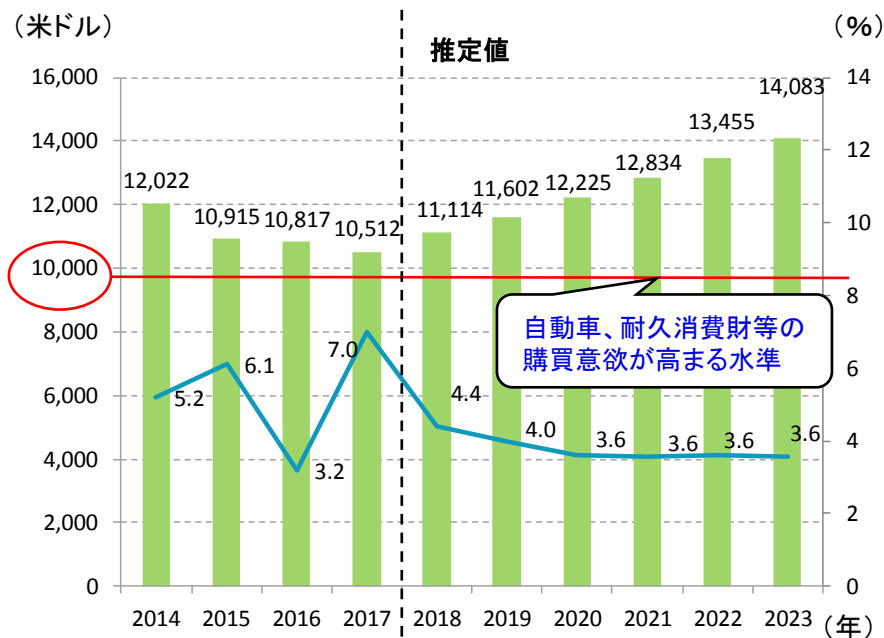


(出所)トルコ自動車工業会ウェブサイト

## 2.3 概要「成長が期待される若い国」

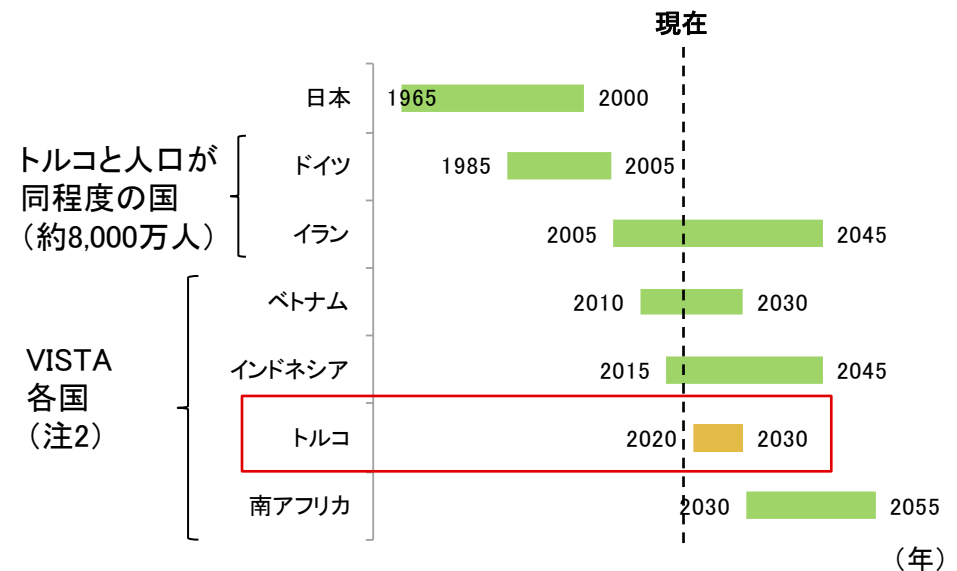
- ◆ 2018年から2023年にかけて実質GDP成長率3～4%台と持続的な経済成長見込み。
- ◆ 2020年以降、15年間にわたり人口ボーナス期に突入する、若年層中心の人口構成。

### 1人当たり名目GDP額、実質GDP成長率の推移(注)



(出所) CEIC、IMF「World Economic Outlook」(2018年4月版)  
(注) 2018年以降IMF推定値

### 人口ボーナス期(注1)の比較



(出所) 国際連合「World Population Prospects 2017」  
(注1) 本資料における人口ボーナス期とは、生産年齢人口がその他の人口(従属人口)の2倍以上となる時期を意味する。豊富な労働力があり、高度の経済成長が可能とされる。  
(注2) VISTAとは、ベトナム(Vietnam)、インドネシア(Indonesia)、南アフリカ(South Africa)、トルコ(Turkey)、アルゼンチン(Argentina)の5つの有力新興国の総称。アルゼンチンは人口ボーナス期が1965～2060年の間にないため、上図では表示していない。

### 3. 主要経済指標

Information Only

		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
GDP	名目GDP(億米ドル)	8,325	8,737	9,503	9,341	8,594	8,634	8,495
	実質GDP成長率(%)	11.1	4.8	8.5	5.2	6.1	3.2	7.0
	1人当たりGDP(米ドル)	11,141	11,553	12,395	12,022	10,915	10,817	10,512
国際収支指標	経常収支(億米ドル)	▲ 744	▲ 480	▲ 636	▲ 436	▲ 321	▲ 331	▲ 471
	経常収支対GDP比(%)	▲ 8.9	▲ 5.5	▲ 6.7	▲ 4.7	▲ 3.7	▲ 3.8	▲ 5.5
	貿易収支(億米ドル)	▲ 892	▲ 654	▲ 799	▲ 636	▲ 481	▲ 409	▲ 589
	輸出	1,424	1,619	1,618	1,689	1,520	1,502	1,662
	輸入	2,316	2,273	2,417	2,325	2,001	1,911	2,251
	外貨準備高(億米ドル、年末)	783	999	1,109	1,069	929	921	841
	対外債務残高(億米ドル、年末)	3,053	3,420	3,923	4,053	3,997	4,087	4,543
景気指標	失業率(%)	9.1	8.4	9.0	9.9	10.3	10.9	11.0
	消費者物価上昇率(%)	6.5	8.9	7.5	8.9	7.7	7.8	11.1
	鉱工業生産指数上昇率(%)	15.4	4.1	6.9	5.9	5.8	3.5	8.7
財政・金融指標	政策金利(%, 年末)	5.75	5.50	4.50	8.25	7.50	8.00	8.00
為替・株	為替レート(TRY/USD、年平均)	1.670	1.793	1.900	2.188	2.719	3.021	3.648
	株価指数(年末)(注)	51,267	78,208	67,802	85,721	71,727	78,139	115,333
日系企業総数(拠点数、各年10月1日現在)		93	93	121	113	138	188	197

(出所) CEIC、外務省「海外在留邦人数調査統計」

(注) BIST: National Price Index (NPI): 100

## 4. 投資規制

- ◆ 一部の業種を除き、外国企業への投資規制はなし。
- ◆ 外国企業に対する土地所有の規制あり。

### 投資規制

参入禁止・制限業種	規制内容
禁止業種・制限業種	<p>原則すべての業種・分野が開放。100%外資の企業も投資可能。ただし、下記の分野は例外            &lt;例外&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 空港管理部門:トルコ軍の認可交付が必要</li> <li>● ヨットハーバー管理部門の事業:運輸省の承認と文化観光省の文書が必要</li> <li>● 鉄道輸送インフラ部門:外国企業の参入は禁止</li> <li>● 漁業(生産除く):外資参入は禁止</li> <li>● 民間航空、国内海運、港湾業務、大学以外の教育施設:外資出資比率49%まで許容</li> <li>● 放送メディア事業(注):外資出資比率50%まで許容</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
資本金に関する規制	内外無差別
外国企業の土地所有	<p>30ha以下ならば可(ただし、閣議決定により60haまで拡大可)            トルコ各県で総面積に占める外国企業・外国人の土地保有は10%以下としなければならない</p>

(出所)ジェトロウェブサイト

(注)放送メディア分野では、外国企業は2社以上の株式を追加保有することはできない



## 5. 投資優遇措置（1）

- ◆ 一般投資奨励策、地域別・大規模・戦略投資奨励策は投資対象地域によって優遇内容が異なる。
- ◆ 社会・経済の発展度合いによって全国をⅠ～Ⅵの地域に分割している。

### 一般投資奨励策、地域別・大規模・戦略投資奨励策の地域規定（注）

	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
県数	8	13	12	17	16	16
県名	アンカラ	アダナ	バルケシル	アフィオンカラヒサル	アドゥヤマン	アール
	アンタルヤ	アイドゥン	ビレジク	アマスィヤ	アクサライ	アルダハン
	ブルサ	ボル	ブルドウル	アルトウイン	パイブルト	バトマン
	エスキシェヒル	チャナツカレ (ボズカーダおよび ギョクチェを除く)	ガジアンテップ	バルトゥン	チャンクル	ビンギョル
	イスタンブール	デニズリ	カラビュク	チョルム	エルズルム	ビトリス
	イズミル	エディルネ	カラマン	デュズジェ	ギレスン	ディヤルバクル
	コジャエリ	ウスパルタ	マニサ	エラズー	ギュミュシュハネ	ハッカーリ
	ムーラ	カイセリ	メルシン	エルズインジャン	カフラマンマラシュ	ウードウル
	-	クルクラレリ	サムスン	ハタイ	キリス	カルス
		コンヤ	トラブゾン	カスタモヌ	ニーデ	マルディン
		サカルヤ	ウシャク	クルツカレ	オールドウ	ムシュ
		テキルダー	ゾングルダク	クルシェヒル	オスマニエ	シイルト
		ヤロヴァ	-	キュタフヤ	スィノプ	シャンルウルファ
				マラトヤ	トカト	シュルナク
				ネウシェヒル	トウンジェリ	ヴァン
				リゼ	ヨズガト	ボズカーダおよび ギョクチェ
			スィヴァス	-	-	

（出所）トルコ共和国首相府投資促進機関ウェブサイト

## 5. 投資優遇措置 (2)

- ◆ 一般投資奨励策の措置内容は、VATと関税の免税。
- ◆ 地域投資は、地方に進出するほど優遇が手厚くなる。

### 一般投資奨励策・地域投資優遇制度の条件

投資地域 (地域区分はP.8参照)	条件
地域Ⅰから地域Ⅱ	投資額が100万TRY以上
地域Ⅲから地域Ⅵ	投資額が50万TRY以上

(出所)トルコ共和国首相府投資促進機関ウェブサイト

### 一般投資奨励策の優遇内容

優遇項目	優遇内容
VAT免税	投資のために輸入もしくは国内で購入された機械、設備のVATが免税
関税免税	投資のために輸入された機械、設備の関税が免税

(出所)トルコ共和国首相府投資促進機関ウェブサイト

### 地域投資優遇の概要

優遇項目の内容			地域 (地域区分はP.8参照)					
			I	II	III	IV	V	VI
法人税	税率 (本来は22.0%)		11.0	9.9	8.8	6.6	4.4	2.2
	投資額に対する 免税額の割合 (%)	OIZ (注) 外	15	20	25	30	40	50
		OIZ内	20	25	30	40	50	55
社会保障支援 (雇用者負担)	補助額の上限 (固定費投資額に対する割合) (%)	OIZ外	10	15	20	25	35	無制限
		OIZ内	15	20	25	35	無制限	無制限
	補助期間	OIZ外	2年間	3年間	5年間	6年間	7年間	10年間
		OIZ内	3年間	5年間	6年間	7年間	10年間	12年間
土地の無償供与			可					
金利 支援	TRY建て借入 (ポイント)		該当なし	該当なし	3	4	5	7
	外貨建て借入 (ポイント)		該当なし	該当なし	1	1	2	2
社会保障支援 (被雇用者負担)			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	10年間
被雇用者所得税負担支援			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	10年間

例外1: 次の10分野は、地域にかかわらず地域Ⅴへの投資と同様の優遇内容になる

- ① 関係評議会の定める地域での観光関連投資、② 鉱業関連投資、③ 鉄道・海運に関する投資、④ 製薬業・防衛産業での2,000万TRYを超える特定の投資、  
 ⑤ 自動車、宇宙、防衛産業のための試験設備、風洞実験等の投資、⑥ 民間による幼稚園、小・中学校、高等学校についての投資、⑦ 屋内面積50,000㎡以上の国際展示場に対する投資、  
 ⑧ 特定要件を満たすR&D事業に対する投資、⑨ 特定要件を満たす自動車関連事業に対する投資、⑩ 特定要件を満たす火力発電所への投資

例外2: 食品・飲料分野の投資に対する優遇の適用にあたっては、通常よりも高い投資額条件が課されている

(出所)トルコ共和国首相府投資促進機関ウェブサイト、ジェトロウェブサイト (注) OIZはOrganized Industrial Zones (公認工業地域)の略

## 5. 投資優遇措置 (3)

### ◆ 特定業種への大型投資に対する税の優遇。

#### 大規模投資優遇対象業種

対象業種	最低投資額 (TRY)	対象業種	最低投資額 (TRY)
1. 石油工業	10億	7. 電子機器	5,000万
2. 化学工業	2億	8. 医療機器及び精密機器	
3. 港湾及び港湾サービス		9. 医薬品	
4. 自動車関連産業 (OEM、部品)	OEM: 2億 部品: 5,000万	10. 航空宇宙関連	
5. 鉄道及び鉄道車両	5,000万	11. 機械機器	
6. 輸送パイプライン及びサービス		12. 鉱業 (金属製造含む)	

(出所)トルコ共和国首相府投資促進機関ウェブサイト

#### 大規模投資優遇の概要

優遇項目の内容			地域 (地域区分はP.8参照)					
			I	II	III	IV	V	VI
法人税	税率 (本来は22.0%)		11.0	9.9	8.8	6.6	4.4	2.2
	投資額に対する 免税額の割合 (%)	OIZ外	25	30	35	40	50	60
OIZ内		30	35	40	50	60	65	
社会保障支援 (雇用者負担)	補助額の上限 (固定費投資額に対する割合) (%)	OIZ外	3	5	8	10	11	無制限
		OIZ内	5	8	10	11	無制限	無制限
	補助期間	OIZ外	2年間	3年間	5年間	6年間	7年間	10年間
		OIZ内	3年間	5年間	6年間	7年間	10年間	12年間
土地の無償供与			可					
社会保障支援 (被雇用者負担)			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	10年間
被雇用者所得税負担支援			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	10年間

(出所)トルコ共和国首相府投資促進機関ウェブサイト、ジェトロウェブサイト

## 5. 投資優遇措置 (4)

- ◆ トルコが輸入に依存している中間財等の生産投資に対する優遇。他制度と比較しても手厚い優遇。
- ◆ 一般投資奨励、地域投資奨励とは異なり、地域規定はなし。

### 戦略的投資優遇対象条件

下記のすべての条件を満たす投資

- ① トルコが50%以上を輸入している中間製品もしくは最終製品の生産(輸入代替品)
- ② 5,000万TRY以上の投資
- ③ 40%以上の付加価値の創出
- ④ 生産する製品について、過去1年間で少なくとも5,000万米ドルの輸入実績あり(ただし、トルコ国内での生産が全くない製品の投資は、該当しない)

(出所)トルコ共和国首相府投資促進機関ウェブサイト、ジェトロウェブサイト

### 戦略的投資優遇の概要

インセンティブの内容		地域 (地域区分はP.8参照)	
		I ~ V	VI
法人税	税率(本来は22.0%)	2.2	
	投資額に対する 免税額の割合(%)	50	
社会保障費支援 (雇用者負担)	補助上限(%)	15	無制限
	補助期間	7年間	10年間
土地の無償供与		可	
支払金利補助(注1)	TRY建て借入(ポイント)	5	
	外貨建て借入(ポイント)	2	
社会保障支援 (被雇用者負担)	補助上限	—	法定最低賃金分
	補助期間	—	10年間
被雇用者 所得税控除への補助	補助上限	—	無制限
	補助期間	—	10年間
VAT払戻(注2)		可	

(出所)トルコ共和国首相府投資促進機関ウェブサイト、ジェトロウェブサイト

(注1)金利の一部を政府が負担

(注2)ただし投資合計額5億TRY以上での建設費に対してのみ

## 5. 投資優遇措置 (5)

- ◆ フリーゾーンは、トルコ政府が輸出振興を目的に設けたインセンティブ制度。
- ◆ 新研究開発法は、トルコ内に研究開発施設を設置することで優遇を受けられる制度。

### フリーゾーン、技術開発ゾーン、工業団地に対するインセンティブ

項目	概要	優遇内容	特記事項
フリーゾーンに関するインセンティブ	フリーゾーン (Free Trade Zone: FTZ) 内での優遇。FTZは関税徴収地域外とみなされ、輸出型企業が奨励されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関税免除</li> <li>● VAT・特別消費税免除</li> <li>● 利益のFTZ外 (海外、トルコ国内) への自由な移転可能</li> <li>● 社員の所得税免除</li> <li>● 製造業に対する法人税免除 等</li> </ul>	国内指定地域19カ所
技術開発・工業団地のインセンティブ	技術開発ゾーン (TDZs、主に大学内) 内での優遇。TDZsとは、研究開発活動を支援し、ハイテク分野への投資誘致を目的に設立された地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務所・インフラ設備の提供</li> <li>● ソフトウェア開発と研究開発事業による利益について所得税・法人税免税</li> <li>● 同地で製作されたアプリケーション・ソフトウェアの納品はVAT免除</li> <li>● 関税・課徴金の免除</li> <li>● 調査・ソフトウェア・研究開発人員の所得税免除 等</li> </ul>	国内指定地域69カ所
工業団地 (OIZ)	工業団地 (Organized Industrial Zone: OIZ) 内での投資に関する優遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地購入に関わるVAT免除</li> <li>● 建屋建設開始の年から5年間の固定資産税免除 等</li> </ul>	国内指定地域322カ所

(出所)トルコ共和国首相府投資促進機関ウェブサイト、ジェトロウェブサイト

### R&Dに関する優遇 (新研究開発法)

概要	優遇内容
場所・業種の条件は無い 30人以上の研究者を雇用する企業 に対し2024年まで適用される制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究開発費が法人税対象額から100%控除可能</li> <li>● 従業員数500人以上の場合は前記100%控除に加えて前年比で増加した費用の半分が法人税対象額から控除可能</li> <li>● 従業員の源泉所得税を免除(注) 等</li> </ul>

(出所)トルコ共和国首相府投資促進機関ウェブサイト、ジェトロウェブサイト  
(注)「従業員の源泉所得税免除」のみ2023年12月31日までの有効期限となる

## 6.1 進出手続き「進出形態」

- ◆ 外国企業の一般的な進出形態は株式会社、有限責任会社、支店、駐在員事務所。
- ◆ 1人会社の設立が可能。

### トルコにおける株式会社、有限責任会社、支店、駐在員事務所の相違点(注1)、(注2)

項目	株式会社	有限責任会社	支店	駐在員事務所(注3)
正式名称 (トルコ語)	Anonim Şirket	Limited Şirket	Şube	İrtibat Bürosu
出資者数	1名以上	1名以上50名以下	規定なし	規定なし
出資者の国籍等にか かる制限	なし	なし	なし	なし
最低資本金	50,000TRY	10,000TRY	外国企業の支店は、 事業規模に応じた出資金が 要求される	規定なし
法人所得税率	22%	22%	22%	原則課税対象外
設立にかかる 許認可の有無	不要(金融機関等を除く)	不要(金融機関等を除く)	商工省の許認可が必要	外国投資局の許認可が 必要
許認可の期間	なし	なし	なし	原則3年間(更新可)
活動の制限	定款に定められた範囲内	定款に定められた範囲内	本店(外国企業)の定款に 定められた範囲内	外国本店等のための 準備的、補助的活動に限る
利益送金等の制限	なし	なし	なし	閉鎖時を除き送金不可

(出所)トルコ共和国首相府投資促進機関ウェブサイト、ジェトロウェブサイト

(注1)トルコ内での会社の形態としては、上記4種以外に合資会社、共同会社、協力会社がある

(注2)派遣職員は労働ビザ(トルコ大使館所管)、労働許可証(トルコ労働・社会保障省所管、初年度の有効期間は1年間で、更新により最長6年間有効)をそれぞれ取得する必要がある

(注3)外国企業の駐在員は原則として1名のみが認められる

## 6.2 進出手続き「会社設立の流れ」

◆ 外国企業の会社設立手続きは届出制。

### 会社設立手続きのフロー

	手続き	手続き場所	詳細	必要日数
Step 1	会社定款を提出	(オンライン)	● オンラインでMERSIS(中央登録記録システム)へ会社定款を提出	1日以下
Step 2	会社定款等の作成と公証手続き	公証役場	<必要書類> ①公証付きの会社定款(5部、うち1部は原本) ②公証付きの署名宣言書(コピー2部) ③公証付きの経営者の身分証明書(コピー1部) 等	1日
Step 3	潜在的税務上認識番号の取得	税務署	<必要書類> ①請願書 ②公証付きの会社定款(原本1部) ③テナント契約書の写し	1日
Step 4	資本金のうち所定の割合を、公正取引機構の口座に入金	ハルク銀行	● 資本金のうち0.04%を入金 ● 領収書原本がStep6で必要	1日
Step 5	銀行に当初資本金を入金、資本金払込証明書を取得	銀行	● 当初資本金の25%以上を会社登録よりも前に入金し、募入資金の不足額は2年以内に入金の義務有り	1日
Step 6	会社設立書類の提出	商取引登記所	<必要書類> ①請願書 ②法人設立通知書の写し(コピー3部) ③公正取引機構の領収書(Step4にて取得) ④資本金払込証明書(Step5にて取得) 等	2日
Step 7	公証人に法的帳簿の証明を依頼	公証役場		1日 (Step6と同時)
Step 8	納税番号の取得	税務署		1日

(出所)世界銀行「Doing business 2018」、トルコ共和国首相府投資促進機関ウェブサイト

# (参考) 日系企業の進出先

- ◆ 歴史的に、生産拠点として進出するケースが多い。最近は、販売拠点も増加傾向。
- ◆ 日系製造業の進出先はイスタンブール周辺のマルマラ地方に集中。

## 主要日系企業の生産拠点

都市名	チョルケズキョイ
業種	建材・建築資材、 自動車用電装品

都市名	トゥズラ
業種	エンジン部品、 パワートレイン、 通信機器

都市名	ブルサ
業種	電線・ケーブル、 業務用厨房関連 機器、 総合商社

都市名	イズミール
業種	たばこ、 塗装、インキ、食 品

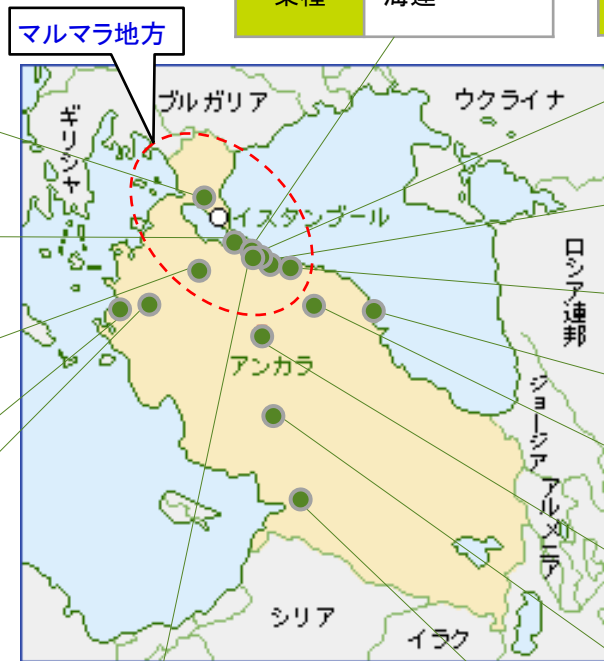
都市名	マニサ
業種	電気機器、 インキ、 自動車用バッテ リ、空調機器

都市名	ゲブゼ
業種	自動車、 自動車部品、 自動車用電装品、 自動車・産業用ゴム 製品、総合商社

都市名	オスマニエ
業種	鋼板

都市名	コジャエリ
業種	海運

都市名	イズミット
業種	タイヤ



2017年日系進出  
企業数(拠点数)  
**197社**

都市名	アダバザル
業種	自動車、 自動車シート、 総合商社

都市名	ヘンデック
業種	産業用空調 機器

都市名	スィノプ
業種	重機

都市名	チャンクル
業種	タイヤ

都市名	アンカラ
業種	食品

都市名	アクサライ
業種	タイヤ

(出所) 各種報道、各社ウェブサイト



## 7.1 税制「法人所得税、個人所得税」

	法人所得税	個人所得税
税率	22% (キャピタルゲインも同様)	15%～35% (累進課税あり)
課税対象	法律上の本店または事業上の本店(定款に記載される)がトルコにある会社、または、経営管理の中心がトルコにある会社は、全世界所得に対して課税される。トルコの税法では無制限納税義務者といわれる	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商業所得</li> <li>● 農業所得</li> <li>● 給与所得</li> <li>● 自己雇用所得</li> <li>● 不動産からの収益</li> <li>● 資本投資所得</li> <li>● その他(キャピタルゲイン等)</li> </ul>
特記事項	制限納税義務者(非居住会社、または無制限納税者以外の納税者)の課税所得は以下の通り <ul style="list-style-type: none"> <li>● トルコで稼得した専門家報酬</li> <li>● トルコの商業、農業、および工業企業からの利益(恒久的施設または永久代理人をトルコに有している場合)</li> <li>● トルコにおける不動産、権利、動産のレンタルから生じる所得</li> <li>● 各種の証券からトルコで得られる利益</li> <li>● トルコで稼得するその他の所得または収益</li> </ul>	-
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法律上の本店または事業上の本店がトルコにある会社、または、経営管理の中心がトルコにある会社</li> <li>● トルコ源泉所得を有する非居住会社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● トルコ居住者(注)は無制限納税義務者として全世界所得が対象</li> <li>● 非居住者は制限納税義務者としてトルコ国内源泉所得のみが課税対象</li> </ul>

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2018」、「2017-18 Worldwide Personal Tax and Immigration Guide」

(注)居住者の定義:法定の恒久的住居を有する者、または1暦年において6か月を超えてトルコに滞在している者

		消費課税
税率	標準税率	18%
	軽減税率	1%と8%
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商業、工業、農業の事業あるいは独立したプロフェッショナル活動において、納税者が行う物品の供給または役務の提供</li> <li>● トルコの納税義務者または納税義務を有するその他の者から、トルコ国内で提供を受ける、もしくはトルコ国内から利益を受けるサービス</li> <li>● トルコ国内に輸入される物品またはサービス</li> </ul>	
特記事項	<p>下記に示したような軽減税率が適用される物品の供給、サービスを除き、標準税率が適用される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1%の軽減税率が適用される取引の例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新聞・雑誌、基礎食糧、中古の乗用車</li> </ul> </li> <li>● 8%の軽減税率が適用される取引の例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食糧、書籍、医薬品、医療製品、一部の建設機械、映画館・劇場・オペラの入場券</li> </ul> </li> </ul>	
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● トルコでVAT登録しているすべての自然人または法人 (トルコ国内に事業を行うための固定的施設をもつ者、商業活動または専門家としての活動を規則的に 行っている者は、VAT登録が必要)</li> </ul>	

(出所)EY「2018 Worldwide VAT, GST and Sales Tax Guide」

## 源泉税(日本との租税条約)

	配当	利子	ロイヤルティ
税率	10%・15%	10%・15%	10%
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 配当受領者が、配当支払い法人の25%以上の株式を所有する場合には10%。それ以外の場合には15% (ただし、配当支払い法人の租税額が所得の40%未満の場合には、それぞれ15%、20%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融機関が受け取る利子である場合には10%。その他の場合には15%</li> <li>● 政府または中央銀行が受け取る利子は免税</li> </ul>	-

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2018」、日トルコ租税条約

## 移転価格税制

規則	トルコの法人税法は移転価格税制を定めており、すべての関連企業との取引について文書化を要求している
算定方法	OECD移転価格ガイドラインが規定する算定方法のうち、下記が推奨されている ①独立価格比準法、②原価基準法、③再販売価格基準法、④利益分割法、⑤取引単位営業利益法
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税務当局との間でAPAの締結もできる</li> <li>● 財務省の規則では、年間の移転価格表、レポート及びその他の文書を用意しなければならない</li> <li>● 移転価格税制は海外の関連取引だけでなく国内の関連取引にも適用される</li> <li>● 移転価格の文書化の要件が適時かつ完全に満たされている場合、偽装された利益配分に関する追徴税額に対するペナルティが50%割引される</li> <li>● 直接的または間接的な株式保有により関係が確立された場合、株式持分、議決権または配当権の割合が少なくとも10%であれば、偽装利益配分の範囲内にあるとみなされる</li> <li>● 議決権または配当権の割合が直接的または間接的に10%であれば、持分関係を有しない当事者も関連当事者とみなされる。これらの割合は、関連当事者についてまとめて考慮される</li> </ul>

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2018」

## 過少資本税制

定義	新しいルールにおける関連者の定義は、相手方の10%以上の株式または議決権を間接または直接に保有している者をいう
適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 負債資本比率3:1を超える関連者からの借入は隠された資本とみなされる</li> <li>● 隠された資本に関する支払利息や為替差損は、法人税の計算上損金算入が否認される。隠された資本に関連する支払利子は配当とみなされ、配当の源泉税率が適用される</li> </ul>

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2018」

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願いします。

## 7.4 税制「その他税制」

### 印紙税

税率	0.189～0.948%
課税対象	● 契約書、取決め書等の各種文書に課税される
特記事項	● 課税標準限度額は213万5,949.30TRY(2018年1月時点)

(出所)ジェトロウェブサイト

### 銀行および保険取引税(BITT)

税率	標準税率は5%
課税対象	● 銀行及び保険業を営む企業の収益に課税される
特記事項	● 銀行間の預金取引にかかる利子等の取引の場合は1%の課税 ● 2008年以降、外国為替取引の売却高には課税されない

(出所)トルコ共和国首相府投資促進機関ウェブサイト

### RUSF(Resource Utilization Support Fund)(注1)

#### 海外からの資金調達及び与信を伴う輸入に係る税制(RUSF)

税率	0%、0.5%、1%、3%、6%、15%
課税対象	● 国内からの消費者ローン(注2)の借入については、15%の課税 ● 海外からの外貨建てローンについては、元本に対し平均貸付期間によって0%～3%の課税 ● 海外からのトルコリラ建てローンについては、1年未満の借入に対してのみ利息に1%の課税

(出所)トルコ共和国首相府投資促進機関ウェブサイト、ジェトロウェブサイト

(注1)銀行から借入を行う際、あるいは商品等を輸入する際等に所定のレートにより計算された金額が控除、回収されるトルコ特有の制度

(注2)個人が行う商業目的以外の借入

## 為替相場管理

概要	特記事項
変動相場制を採用	中央銀行は、2017年12月、インフレ・ターゲットとともに変動相場制を継続して採用し、外国為替市場の円滑な機能を確保し、為替の流動性を保っていく方針を表明

## 貿易取引

決済手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貿易取引において用いられる決済手段としては、前払い、プレファイナンス、後払い、D/P (Documents against Payment)、D/A (Documents against Acceptance)、信用状 (Letter of Credit、L/C) 等がある</li> <li>● 実務上使用される信用状の種類としては、取消可能、取消不能、スタンド・バイ、確認、不確認、譲渡可能、回転、見返り、後日払い、レッド・クローズ付、グリーン・クローズ付等がある</li> </ul>
決済通貨	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外貨為替に関する事項は、主に以下により規制されている                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通貨価値保護法、通貨価値保護令、外国直接投資法、中央銀行通達、中央銀行資本移動通達</li> </ul> </li> <li>● かつては通貨価値保護令に基づき、中央銀行によって決済可能通貨が指定されていたが、2009年の同法令改正により、金融機関は自由に決済通貨を選択できるようになった</li> </ul>

## 外貨建て借入・貸出に関する規制

借入	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2018年1月の通貨価値保護令と、以降の通達改正により、トルコ居住者による外貨建借入についての規制は以下の通りとなった                     <ol style="list-style-type: none"> <li>① 外貨収入を有しない法人の場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則外貨建借入は不可</li> <li>・ ただし、銀行やリース会社、外国企業により100%出資を受けている子会社が、海外のグループ会社によりローンを受ける場合等は外貨建借入を可能とする例外措置あり</li> </ul> </li> <li>② 外貨収入を有する法人の場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外貨建借入は可能だが、外貨収入額に応じた制限あり</li> <li>・ フィナンシャルアドバイザーによる承認を得た外貨収入の証明が義務付けられる</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>
貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居住者による対外貸付は自由に行うことができるが、トルコの銀行を通して行う必要がある</li> <li>● ただし、商業的および専門的な目的以外では、外国為替または通貨インデックスを貸し付けることはできない</li> <li>● トルコ国内の銀行は、主に以下の外貨建て貸付を行うことができる                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出入取引における商品の引き渡しに関連する貸付</li> <li>・ 投資奨励証明書により認められる貸付、または投資財に対する貸付</li> <li>・ 500万米ドル以上の貸付であって、平均借入期間が1年以上のもの</li> </ul> </li> </ul>

(出所) ジェトロウェブサイト、EYウェブサイト、各種報道

### FTA締結状況

締結状況	対象(括弧内は発効年)
発効済み	EFTA(1992年)
	イスラエル(1997年)
	マケドニア(2000年)
	ボスニア・ヘルツェゴビナ(2003年)
	パレスチナ(2005年)
	チュニジア(2005年)
	モロッコ(2006年)
	シリア(2007年)(注)
	エジプト(2007年)
	アルバニア(2008年)
	ジョージア(2008年)
	モンテネグロ(2010年)
	セルビア(2010年)
	チリ(2011年)
ヨルダン(2011年)	

(出所)ジェトロウェブサイト

(注)2011年12月6日から一時停止中

締結状況	対象(括弧内は発効年)
発効済み	韓国(2013年)
	モーリシャス(2013年)
	マレーシア(2015年)
	モルドバ(2016年)
	フェロー諸島(2017年)
シンガポール(2017年)	
調印済み	レバノン、コンボ、ガーナ
交渉中	日本、ウクライナ、インドネシア、ペルー、コロンビア、エクアドル、メキシコ、パキスタン、タイ、スーダン、ジブチ、カタール、コンゴ民主共和国、カメルーン、チャド、セーシェル、湾岸協力会議(GCC)、リビア、メルコスール
交渉準備中	米国、カナダ、インド、ベトナム、アルジェリア、南アフリカ共和国、中央アメリカ諸国、アフリカ・カリブ海・太平洋(ACP)諸国、

## 9.1 労働事情「労働法、賃金動向」

- ◆ 現地人労働者雇用の義務あり。
- ◆ 賃金水準は東欧諸国と比較して高水準。

### 労働法の概要

雇用の終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雇用契約を終了させる場合、規定の通知期間に基づき雇用者に通知することが必要。通知を行わない場合、事前通知期間に対応する給与等を支払う義務が発生</li> <li>● 健康上の理由がある場合、倫理道徳に照らし不相当と認められる場合、不可抗力な事由がある場合等は、正当な理由に基づく雇用契約の解除となり、規定の事前通知期間前の契約終了が可能</li> </ul>
労働時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法定最大労働時間は週45時間。均等に勤務日を振り分ける必要がある</li> <li>● 45時間を超える労働、休日・祝日の勤務は残業として手当を支払う必要がある</li> <li>● 残業時の時給は、通常勤務時の時給の1.5倍</li> <li>● 残業時間は年270時間(未満)まで</li> </ul>
休暇制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法定有給休暇は年6日の有給の公休日、2回の宗教上の休日(合計8日)</li> <li>● 勤続1年以上の被雇用者には、雇用年数に応じて年次有給休暇が与えられる(雇用年数1年以上5年以下は14日、5年超15年以下は20日、15年超は26日)</li> </ul>

(出所)トルコ共和国首相府投資促進機関ウェブサイト、ジェトロウェブサイト

### 現地人雇用義務

労働・社会保障省が定める外国人労働許可の審査基準により、原則として外国人1人につき現地人労働者5人の雇用義務がある

(出所)ジェトロウェブサイト

### トルコの賃金水準(注1)(注2)

		トルコ (イスタンブール)	(参考) ドイツ (デュッセルドルフ)	(参考) チェコ (プラハ)	(参考) ルーマニア (ブカレスト)
業種別賃金	製造業				
	ワーカー (一般工職)	2,936TRY/月 (785米ドル/月)	4,365 米ドル/月	1,092 米ドル/月	571~696 米ドル/月
	エンジニア (中堅技術者)	7,355TRY/月 (1,966米ドル/月)	6,211 米ドル/月	1,821 米ドル/月	973~ 1,693 米ドル/月
	中間管理職 (課長クラス)	12,734TRY/月 (3,404米ドル/月)	10,294 米ドル/月	4,159 米ドル/月	2,275~ 3,333 米ドル/月
非製造業					
	スタッフ (営業職)	8,222TRY/月 (2,214米ドル/月)	5,086 米ドル/月	2,611 米ドル/月	-
法定最低賃金		2,029.5TRY/月 (542米ドル/月)	11米ドル/ 時(注3)	501 米ドル/月	376 米ドル/月
社会 保険 負担 率	雇用者	22.5%	20.725%	34.0%	22.75~ 33.45%
	被雇用者	15.0%	20.325%	11.0%	16.5%

(出所)ジェトロウェブサイト

(注1)トルコは2017年12月~2018年1月調査時点、ドイツとチェコは2017年8月~9月調査時点、ルーマニアは2017年9月調査時点のデータ

(注2)各国の賃金算出にあたっては、以下の換算レートを採用

トルコは1米ドル=3.74TRY(2018年1月8日のインターバンクレート仲値)

ドイツは1米ドル=0.8411ユーロ、チェコは1米ドル=21.9686コルナ、1米ドル=3.8615レイ

(いずれも2017年8月31日のインターバンクレート仲値)

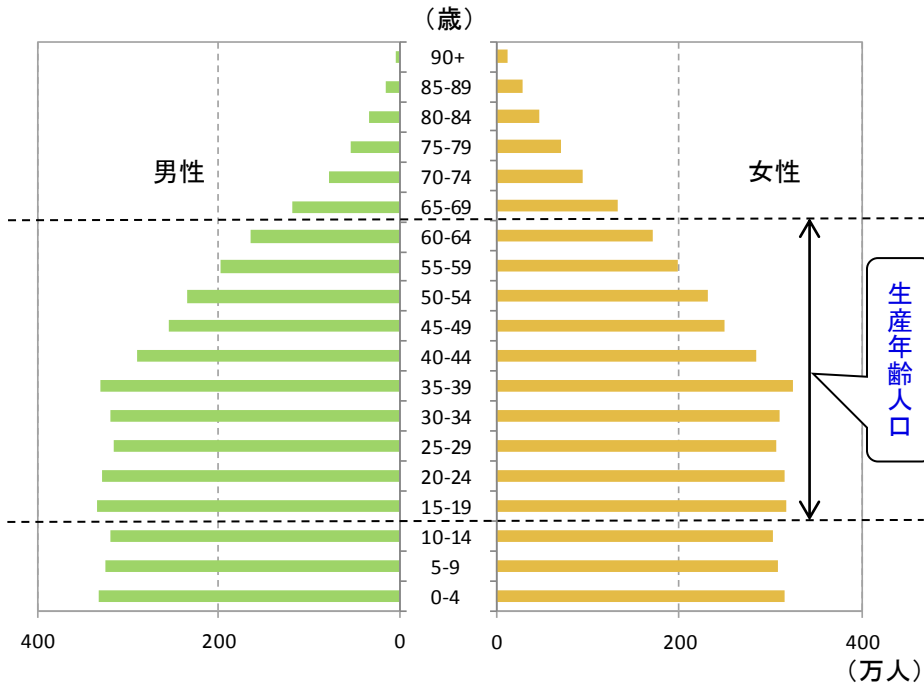
(注3)ドイツは、2015年1月から全業種共通の最低賃金が導入された

共通最低賃金は2017年1月から8.84ユーロ/時

## 9.2 労働事情「労働力人口・学歴、労働時間」

- ◆ 若い人口構成により、将来も安定的な労働力確保が可能。
- ◆ 高卒以上が労働者の約4割。周辺諸国と比較して労働者が勤労。

### 人口構成と生産年齢人口(2017年)



- 平均年齢 31.7歳 (2017年)
- 生産年齢人口5,488万人 (2017年)
- 労働人口 3,164万人 (2017年)

(出所)トルコ統計局ウェブサイト、トルコ共和国首相府投資促進機関ウェブサイト

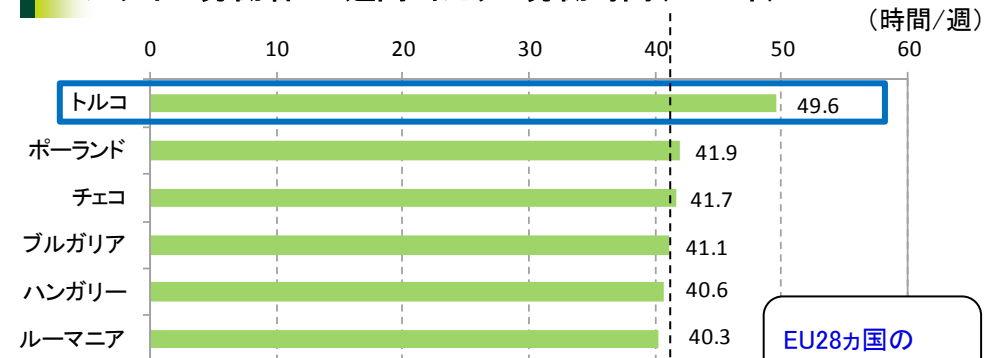
### 学歴別労働力

	トルコの労働力(2017年平均)		
	労働市場参加率(注)	全労働人口に占める割合	失業率
合計	51.9%	100.0%	10.9%
非識字	18.8%	3.4%	5.9%
小卒、中卒	47.8%	52.6%	9.8%
高卒	54.8%	10.1%	13.3%
専門学校卒	66.1%	10.7%	11.9%
大卒	80.2%	23.2%	12.7%

(出所)トルコ統計局ウェブサイト

(注)労働市場参加率=(労働人口/生産年齢人口)×100(%)

### フルタイム労働者の1週間当たりの労働時間(2017年)



(出所)Eurostat ウェブサイト



- 本資料は情報の提供のみを目的として作成されたものです。特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームに関する申し出や勧誘を意図したのではなく、また特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームの提供をお約束するものでもありません。
- 本資料は一般に信頼できると思われるデータに基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の利用に関してはお客さまご自身でご判断下さいますようお願い致します。
- 本資料記載の情報は、今後の経済情勢・マーケット動向等の変化により、内容に変更が生じる場合があります。また、本資料に記載する見解や評価は記載時点でのもので、将来の変動を正確に予想することも困難です。最終的にはお客さまの相場観に基づいてご判断下さいますようお願い致します。なお、本資料に金融商品・サービス等の記載がある場合、当該金融商品・サービス等はお客さまに適切なものであるとは限りません。
- 本資料記載の情報に関する会計・税務・法務面の問題点の有無につきましては、会計士・税理士・弁護士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。
- 本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることはご遠慮いただきますようお願い致します。

本資料についてのご照会は、  
お取引店までお問い合わせください。